

令和4年度 第3回堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会 議事録

日時 令和4年10月25日(火) 午後14時～午後16時

場所 堺市役所本館3階大会議室第3会議室

出席者 委員(4人)

一瀬副委員長、北口委員、中村委員、宮路委員

助言者 大阪府教育庁文化財保護課 木村主査、北川技師

百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議事務局 土屋世界遺産補佐

傍聴者 4人

- 議事
- 1 開会
 - 2 議事 『百舌鳥古墳群保存活用計画(案)』について
 - 3 報告 今年度事業について
 - 4 閉会

- 資料
- | | |
|-------|---------------------------------|
| 資料1 | 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会 委員名簿 |
| 資料2 | 史跡百舌鳥古墳群保存活用計画(案) |
| 資料2-2 | 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の主な指摘事項と対応(案) |

議事録

1 開会

事務局

- ・出席委員数が定足数を満たし委員会が成立する旨の宣告
- ・配布資料の確認
- ・文化部長あいさつ

2 議事

『百舌鳥古墳群保存活用計画（案）』について

①主な指摘事項に対応

事務局説明（資料2-2）

全体

- ・国指定史跡と国史跡、世界文化遺産と世界遺産が混在しているため、史跡と世界遺産に統一した。使い分けは例言に定義を明記した。

第2章

- ・史跡と関連する周辺の遺跡について、周辺遺跡の埋蔵文化財包蔵地図を掲載し、史跡と密接にかかわる諸要素として構成要素一覧に記載した。

第3章

- ・構成要素一覧表において、史跡の本質的価値を構成する要素（墳丘・葺石・埴輪など）を古墳ごとに記載した。

第4章

- ・各古墳の状況に応じて、遺構の保存を前提とした緑の在り方を、古墳の保存管理方法に明記する。
- ・濠水が灌漑用水として利用されていた旨を130ページに追記した。また、古墳ごとの保存管理方法に水位調節について明記した。
- ・近年の主なイベントや整備事例について記載した。
- ・様々な来訪者に配慮した整備を第8章に記載した。

第6章

- ・伐採は危険木を対象とし、健全で危険の伴わない傾斜木は残置する。
- ・宮内庁と情報共有しながら保存管理をすすめる。
- ・各古墳の保存管理表に現状と課題の該当ページを追記する。

第7章

- ・図書館などの様々な施設との連携を記載した。
- ・気球については上位計画である堺市基本計画2025を記載した。他地域との連携については古墳サミットを記載した。

第8章

- ・古墳を守ってきた人や地域との関わりについて、解説で保存継承の取り組みを紹介することを記載した。

第9章

- ・研究機関との連携を進めていくことを記載した。

②百舌鳥古墳群保存活用計画について

北口委員

これまでの委員会でも指摘したように、「生涯学習」や「生涯教育」「社会教育」という言葉が混在しているので、使い分けを徹底した方が良いと思います。

事務局

ご指摘のとおり、用語の使い分けが不十分なところがありますので、確認したうえで修正します。

一瀬

1ページのはじめににある「百舌鳥古墳群は我が国の古墳時代を代表する貴重な文化財であり」という文言は、どういう代表なのかという疑問が浮かびます。「代表する」という抽象的な文章を使うと、世界遺産に登録された際に、日本の古墳は百舌鳥古市古墳群だけではないぞという意見をいただいたこともありましたので。それと、仁徳天皇陵古墳や履中天皇陵古墳は百舌鳥古墳群の中でも代表的な古墳ではありますが、「史跡」ではないですね。

史跡百舌鳥古墳群がどういう風に評価されて国の史跡になったのか、保存しなければならないのかという文言を追記したほうがよいと思います。

事務局

月刊文化財の文章を確認して修正します。

一瀬

和田先生もおっしゃっていた世界に向けての活用というのも、はじめにの最後のあたりで簡潔に触れておいていいかもしれないですね。

事務局

検討します。

北口

同じく1ページ目の1行目ですが、「百舌鳥古墳群は」から文章が始まっておりますが、前は「大阪府堺市に所在する」という一文が書いてあったと思います。その一文があったほうが見たときにわかりやすいと思うのですがいかがですか。

事務局

そちらにつきましては、冒頭の「例言」の方で「本書は大阪府堺市に所在する百舌鳥古墳群の保存活用計画である。」と入れております。ただ、北口先生のおっしゃる通り、堺市にあることをPRするのであれば、ここにあっても良いのかなと思いますので、もう一度事務局の方で文章を検討します。

中村

203ページ、住宅街の古墳をどう見せるかというのを課題として検討し、目標像を明確に持つておかなければならないと思います。

事務局

それぞれの古墳をどのように見せていくのかというのは、細かく検討していかないといけないところだと思います。

そのあたりにつきましては、今回の保存活用計画では踏み込めていないところですので、次年度からの整備基本計画（第2期）で具体的に示していきたいと思っております。

中村

どうしても古墳というのは緑・樹木と一体化しているものというイメージがありまして、それぞれの古墳をどのような視点で見るとかは人によって異なるところですので難しいとは思いますが、植生のある古墳のメリット・デメリットを少し整理・検討したうえで記載していただければと思います。

一瀬

今のお話きいて思ったことがありまして、植生の取扱いなどの考えられることを箇条書きで書き出して分類しておいて、後々、古墳ごとに対応できるようにしておいた方が良くと思います。

宮路

今回の保存活用計画で決めてしまうと、後々様々な事業を行うにあたって、この分類に規制されてしまうのではという危惧がありますので、あくまでおま

かな方向性を示す程度に留めておいた方がよいかと思いました。

それと、205ページのところで第8章第2節の「災害復旧・防災整備」について、前回の委員会で話のあった、ハザードマップを挿図するというのは必要かと思えます。

事務局

ご報告が遅れましたが、前回の委員会でご指摘いただいたハザードマップにつきましては、堺市の区ごとにありまして、確認しましたところ、百舌鳥古墳群は空白地帯となっておりました。百舌鳥古墳群自体が台地の上にありますので、河川の氾濫域にも該当していないことがわかりました。以上の理由から本計画へのハザードマップの掲載は見送った次第です。

北口

132ページ、第4章の「活用のための施設整備」のところで一番下に「③受益施設」の一文が非常に簡素なので、本当にこれだけの記述で良いのですか。他にもなにかあるのではと思ったのですが。

事務局

実際に大仙公園以外の史跡指定されている古墳になりますと、基本的に整備・公開をしていませんので、駐車場や休憩施設もない状態です。ただ、この一文につきましては、もう少し工夫して記述します。

大阪府土屋

整備のところでは様々なご指摘がありました。そのあたりにつきましては次年度の整備基本計画でしっかり書いていけたらと思えます。

大阪府木村

一つ質問がありまして、保存管理の中で個別保存方法の表がありますが、収塚・長塚で植樹をするという記載がありますが、植栽のことなのか、なんらかの印があってそこに植樹するということなのか。

事務局

すべて公有化していますので、基本的には整備をしたときに、植栽で遺構表示するイメージですとか、墳丘の表面が露出しているところを植樹する、というイメージです。

北口

目次と本文の中で書いてある項目が合致していないところが多々見受けられますので、精査するようにお願いします。

一瀬

パブリックコメントまでには、そのあたり修正していただいて。

事務局

見直して修正します。

3 報告

今年度事業について

- ・御廟山古墳の外来種の除去作業について、中村委員にも現地を見ていただいたうえで引き続き作業を行っている。
- ・御廟表塚古墳の整備については、年明けから樹木の伐採をすすめる。
- ・全国古墳サミットが11月19日に開催する。
- ・大仙公園に設置するガス気球について、公園内での整備工事は終わっているため、燃料となるヘリウスガスが届き次第、運転をしていく予定である。
- ・歴史的風致維持向上計画第2期（案）について報告した。

4 閉会